

3月1日(金)～7日(木)  
春の火災予防運動を行います!

# 火災予防

【全国統一防火標語】

## 『忘れてない？サイフにスマホに火の確認』

火災はちょっとした油断や不注意により発生します。空気が乾燥し火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、もう一度安全点検を実施し、火災予防に努めましょう。

### 期間中の主な取り組み

- ▼一般家庭への住宅防火診断
- ▼一口消防官による防火キャンペーン
- ▼事業所との合同消防訓練



### 住宅用火災警報器は大丈夫ですか？



各家庭への住宅用火災警報器の設置が義務化されて10年が経過しました。住宅用火災警報器は火災を早く発見するため、常に作動しています。適切に作動させるためには維持管理が重要です。定期的な作動確認を行いましょ。

消防本部予防課 (22) 5403



### リコール製品の火災にご注意ください！

製品などに製造上または設計上の不具合があり、製造・輸入事業者がリコール(回収、無償修理等)を呼びかけている製品によって、重大製品事故が全国的に相次いで発生しています。リコール製品は使い続けると、火災になるものも多くあり、大変危険です。リコール製品を持っている場合には、まず使用を中止し、製造・輸入事業者による改修などの内容をご確認ください。

なお、リコール製品に関する情報は、消費者庁ウェブサイトの「リコール情報サイト」から検索できますので、ご確認ください。

健康推進課 (25) 8078



## 3月は自殺予防月間です

3月は、1年のうちで最も自殺者が多い月です。そのため、3月を「自殺予防月間」と定め、いろいろな取り組みを推進しています。国では自殺者が3万人を超えた平成18年に自殺対策基本法を制定し、10年間で徐々に国・県の自殺者は減ってきています。

また、市においても人口は減少傾向ですが、自殺死者はほぼ横ばい状態で、国・県のように「減少している」とは言えない状況が続いています。さまざまな世代の方の命を奪っているこの現象を防ぐために、また、自分自身の心の健康づくりのために、「心の健康」について考えてみませんか。今年のテーマは、私たちの生活となじみの深い「アールコール」についてです。

しかし、いまだに年間2万人以上の方が亡くなっていることや20歳未満者の自殺死亡率は横ばい状態が続いていることから、国は「まだ非常事態は続いている」と捉えています。

参加費無料!

### 心の健康づくり講演会

- ・講演『お酒でお悩みの方へ』  
講師 新阿武山病院 精神保健福祉士 坂本 満氏
- ・滋賀県断酒同友会体験談

日時 3月22日(金)  
13時30分～15時30分  
場所 観光物産プラザ(新旭公民館)  
対象 関心のある方どなたでも  
定員 50人  
申し込み先 健康推進課

健康推進課 (25) 8078

## 最終回 高島市まちづくり推進会議 開催!

市では、地域の課題解決や地域振興策について市民の立場で検討・実践し、市民協働による魅力あるまちづくりを推進するため、「高島市まちづくり推進会議」を開催しています。

最終回となる今回の全体会議では、グループごとに成果報告を行います! 地域調査やインタビュー結果を踏まえ、将来の高島市のまちづくりについての提案や気づいたことの発表を行う予定です。会議は公開で、どなたでも参加していただけます。ぜひ、お越しください。

- ▼開催日 3月23日(土)
- ▼時間 13時30分～15時45分
- ▼会場 観光物産プラザ(新旭公民館)
- ▼内容 各グループからの活動成果報告など
- ▼テーマ 各グループのテーマやこれまでの活動は次の二次元コードからご覧ください。



## 新規申請は、されましたか? 住宅取得補助制度!

住宅確保のための支援制度を整備し、若者が暮らしやすい住まい環境をつくるための支援をしています。そのうち、平成30年度限りで次の定住住宅取得補助事業については、新規申請受付を終了します。詳しい内容は、市のホームページをご覧ください。

### 平成30年度限りで新規申請受付を終了する支援制度

- ▼定住住宅取得補助事業  
住宅を新築または購入した場合の固定資産税相当額の補助
- 【平成31年度以降も継続予定の支援制度】
- ▼定住住宅リフォーム補助事業
- ▼空き家リフォーム補助事業
- ▼子育て世帯空き家リノベーション事業



締切 3月31日



市民協働課 (25) 85526

### 防災情報などをメール配信しています!

#### リアルタイム高島

▼登録方法  
①「real.takashima@sg-m.jp」に空メールを送信するか、二次元コードを携帯電話で読み取っていただき、空メールを送信してください。  
②その後、送られてくるメールから、登録用の画面に進み、受信したいメールのカテゴリにチェックを入れて、登録ボタンを押してください。  
※配信は「real@city.takashima.shiga.jp」のアドレスから送られます。



▼配信中のメニュー  
防災情報、火災情報、不審者情報、献血情報、熊目撃情報、畑の棚田情報、文化ホールイベント情報、健康管理情報、乳幼児健診情報、行方不明者情報、犯罪被害・交通事故警戒情報、食育情報、JR運行情報

企画広報課 (25) 8114

## 高島市公式 Facebook と Instagram で

市の魅力やお知らせ情報を好評配信中!

- Facebook  
『あっと高島【高島市役所】』  
市の魅力や市のお知らせ情報を配信します。
- Instagram  
『takashima\_city「#たかP写真館」』  
市の魅力を絶景写真で紹介します。



それぞれ、**高島市** で検索して登録をお願いします。

高島市公式 Instagram イメージキャラクター「たかP」



# 軽自動車税のグリーン化特例が延長されました！

平成 31 年度の軽自動車税は、次の税率で課税されます。

問 税務課 ☎ (25) 8116

## 軽自動車(三輪と四輪以上)

### ●三輪・四輪の軽自動車

初めて車両番号の指定を受けた月から 13 年を経過した車両は税が重くなります。

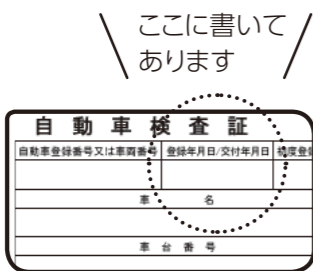
(平成 31 年度の場合は、初度検査年月が平成 18 年 3 月以前の車両)

【表1】

車種区分	初めて車両番号の指定を受けた日が...		初めて車両番号の指定を受けた月から 13 年を経過した車両		
	平成 27 年 3 月 31 日以前の車両	平成 27 年 4 月 1 日以後の車両			
四輪以上	乗用	自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
		営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
	貨物用	自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円
		営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円
三輪		3,100 円	3,900 円	4,600 円	

※初めて車両番号の指定を受けた年月は自動車検査証の「初度検査年月」により確認します。

車両の種類や初度検査年月によって適用される税率が異なりますのでご注意ください。



### グリーン化特例 (税が軽くなります)

グリーン化特例が延長されたため、平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までに初めて車両番号の指定を受けた環境負荷の小さい車両は平成 31 年度分限り、税が軽くなるグリーン化特例が適用されます。

【表2】 ※平成 31 年度のみ適用

車種区分	(ア)	(イ)	(ウ)	
四輪以上	乗 自家用	2,700 円	5,400 円	8,100 円
	用 営業用	1,800 円	3,500 円	5,200 円
	貨 自家用	1,300 円	2,500 円	3,800 円
	物 営業用	1,000 円	1,900 円	2,900 円
三輪	1,000 円	2,000 円	3,000 円	

(ア) 電気自動車・天然ガス自動車 (平成 30 年排出ガス基準適合または、平成 21 年排出ガス基準 10% 低減)  
平成 30 年排出ガス基準 50% 低減または、平成 17 年排出ガス基準 75% 低減かつ以下に適合するもの  
(イ) 乗用…平成 32 年度燃費基準 +30% 達成車  
貨物…平成 27 年度燃費基準 +35% 達成車  
(ウ) 乗用…平成 32 年度燃費基準 +10% 達成車  
貨物…平成 27 年度燃費基準 +15% 達成車  
※(イ)、(ウ)についてはガソリンを内燃機関の燃料にする軽自動車に限り、適用されます。  
※各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。  
※表1に該当する場合であっても、表2のいずれかに該当する場合は、表2の税率が適用されます。

## 原動機付自転車、二輪車、小型特殊自動車等

### ●原動機付自転車、二輪車、小型特殊自動車などの税率

登録の年月や環境性能に関わらず、一律の税率が適用されます。

車種区分	税率
原動機付自転車	50cc 以下 2,000 円
	50cc 超～90cc 以下 2,000 円
	90cc 超～125cc 以下 2,400 円
	ミニカー 3,700 円
軽二輪 (125cc 超～250cc 以下)	3,600 円
小型二輪 (250cc 超)	6,000 円
小型特殊自動車	農耕用のもの 2,400 円
	その他 5,900 円



また、トラクターやコンバインなど農耕作業車両などの買い替えの場合も廃車・登録の変更手続きが必要です。  
まだ届け出を済ませられていない車両がありましたら、早急に手続きを行ってください。  
なお、車種によって手続きの場所や必要な書類等が異なりますので、事前にご確認ください。

取得した場合	15 日以内
廃車した場合	30 日以内

軽自動車税は、軽四自動車・バイク・トラクターなどの所有者に対して毎年 4 月 1 日を基準日として課税されます。  
軽自動車を取得した場合や、廃車・譲渡をした場合には届け出が必要です。

◆原動機付自転車 (125cc 以下) 小型特殊自動車 (コンバイン・トラクター・フォークリフト等) 登録・廃車手続きは、申告書のほか次の書類等が必要です。

	添付書類等	手続場所
購入の場合 (中古車両含む※1)	販売証明書、印鑑 (認印可)	税務課 ☎ (25) 8116 または 各支所窓口
譲受の場合	譲渡証明書、廃車証明書、印鑑 (認印可)	
廃車・譲渡の場合	ナンバープレート、印鑑 (認印可)	
上記届出を代理人がする場合	上記に加え委任状※2	

※1 中古車両 (原動機付自転車・小型特殊自動車) の登録の場合、廃車証明書の添付は不要です。  
※2 販売事業者の方が代理人となる場合、委任状の添付は不要です。

★軽自動車税の納付期限は 5 月末です。  
★減免申請は、4 月上旬からの受け付けを予定しています。

お済みですか？

バイクやトラクターなどの取得・廃車や名義変更手続き



### ◆1 反当りの賃借料 (100 円未満四捨五入)

地域	平均 (円/年)	最高 (円/年)	最低 (円/年)	データ数 (件)
マキノ	8,700	10,000	5,500	26
今津	6,800	9,000	3,000	230
朽木	7,400	10,000	3,300	25
安曇川	7,800	12,000	3,000	187
高島	8,600	10,000	3,000	152
新旭	7,300	11,100	2,800	89
市内全域	7,600	12,000	2,800	709

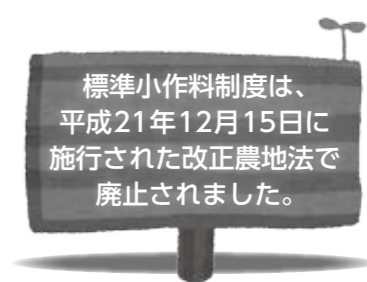
### ◆1 反当りの物納 (玄米) 量 (1 kg 未満四捨五入)

地域	平均 (kg/年)	最高 (kg/年)	最低 (kg/年)	データ数 (件)
マキノ	38	60	30	86
今津	55	77	30	20
朽木	27	30	20	57
安曇川	46	60	30	152
高島	50	60	30	66
新旭	38	60	21	77
市内全域	42	77	20	458

※データ数は、集計に用いた筆数です。  
※畑については、事例が少ないためデータには含まれていません。

## 農地の賃借料情報

農地の賃借料を決定する際の目安として、平成 30 年中に締結 (公告) された賃借借における賃借料を集計しましたので、賃借料設定の参考にしてください。  
なお、「農地の賃借料情報」に拘束力はありません。農地の状況などに合わせて、貸し手と借り手の両者でよく話し合い、設定してください。



問 税務課 ☎ (25) 8116

問 農業委員会事務局 ☎ (25) 8513